

高等学校等就学支援金

全ての市町村

高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において高等学校等就学支援金を支給します。（学校が受け取り授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません）

対象者・要件

高校等に在学する日本国内に住所を有する方

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

- ・ 世帯の年収目安約910万円以上の方
- ・ 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・ 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

事業内容

支給額

県立学校等

県立学校授業料相当額（全日制の場合 年額11万8,800円）

私立学校等

保護者の所得等により支給額が異なります。

以下は、全日制の場合

年収目安（ ）590万円～910万円 年額11万8,800円＋年額39,600円（県独自の上乗せ）

年収目安（ ）～590万円 年額上限39万6,000円

両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。

申込

入学時に学校から案内があります。

- ・ 毎年、世帯の収入状況の届出が必要です。（毎年7月ごろまでに学校から案内があります。）

その他

就学支援金とは別に、生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の授業料以外の教育費（教材費やPTA会費など）を支援する「高校生等奨学給付金制度」があります。詳しくは、以下の富山県のホームページをご確認ください。

- ・ 国公立高等学校奨学のための給付金事業について（<https://www.pref.toyama.jp/3003/kurashi/kyouiku/gakkou/shuugakushien/kj00014616.html>）
- ・ 私立高等学校等奨学給付金について（<https://www.pref.toyama.jp/1119/kurashi/kyouiku/gakkou/shuugakushien/kj00014545.html>）

申請先・問い合わせ先

富山県教育委員会県立高校課

富山市新総曲輪1-7

連絡先：076-444-3448

富山県経営管理部学術振興課

富山市新総曲輪1-7

連絡先：076-444-3159